

(資料11) スペース課金制度の概要

1. スペース課金制度規程の要旨

(目的)

研究所のスペースの合理的な利用と業務の適正かつ効率的な運営に資すること。

(対象スペース)

本構内における調査及び研究に関する業務並びに情報の収集整理及び提供に関する業務に係る利用スペース。

(調整係数)

課金対象面積は、対象スペースの面積に、各スペースの特性ごとに調整係数を乗じて算定。(居室仕様1.0、実験室仕様0.5、特殊実験室仕様0.3)

(課金料率)

課金対象面積 1 m²当たりの課金料率は、年間 2 万円。

(課金徴収の単位)

スペース課金は、ユニットを単位として徴収。

(控除措置)

課金額の算定に当たり、課金対象面積から研究系正規職員 1 人当たり 18 m²、行政系正規職員 1 人当たり 9 m²を控除。

(課金収入の使途)

収入のうちその半額については、研究所全体の効率的な活動推進等の経費。
残りの額については、各ユニットに活動推進等の経費として還付。

(スペース検討委員会)

スペースの利用配分等について調査・審議する機関。
委員は、理事、主任研究企画官、総務部長。

2. スペース課金制度の平成13年度実績(当初)

対象スペース	21,114.60 m ²
課金対象面積	10,541.70 m ² (調整係数で補正後)
控除面積	3,393.00 m ² (正規職員に係る控除分)
控除後面積	7,148.70 m ²
課金額	142,974 千円